

横浜市交通局工事設計変更事務取扱要綱

制 定 昭和 62 年 6 月 1 日

最近改正 令和 8 年 4 月 30 日 交施第 78 号（部長決裁）

（目的）

第 1 条 この要綱は、交通局が発注する工事の設計変更の基本的基準等を定めることにより、設計変更事務の適正かつ能率的な処理に資することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 交通局が発注する請負工事（製造の請負を含む。）をいう。
- (2) 契約変更 設計変更の決定に基づく契約の変更をいう。
- (3) 設計変更 工事の施行にあたり、設計若しくは仕様の一部を変更し、又は追加することをいう。
- (4) 工事変更 設計変更を行うことを前提として、契約変更の手續に先立って請負人に工事の内容の変更を指示し、工事を施行することをいう。
- (5) 工事担当課 総括監督員の所属する課（所を含む。）をいう。
- (6) 設計変更伺 工事の設計又は仕様の変更の決定のための伺をいう。
- (7) 金額抜き設計図書伺 変更設計書（金額抜き）、仕様書及び図面で構成される設計図書を確定するための伺をいう。
- (8) 金額入り設計図書伺 変更設計書（金額入り）、仕様書及び図面で構成される設計図書を確定するための伺をいう。
- (9) 工事変更伺 第 7 条第 2 項に定める工事内容変更指示書（添付書類を含む。）の内容を確定し、工事変更を決定するための伺をいう。
- (10) 設計図書 変更設計書、仕様書、図面をいう。

（設計変更の基本原則）

第 3 条 設計変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

（設計変更の手續）

第 4 条 工事担当課又は工事発注課（所を含む。）（以下「担当課」

という。)は、設計変更を行おうとするときは、設計変更伺、金額抜き設計図書伺及び金額入り設計図書伺により決裁を得なければならない。

なお、金額抜き設計図書伺及び金額入り設計図書伺は、設計変更伺の決裁を受ける前に決裁を受けるものとする。

2 前項において、金額入り設計書の金額の変更を伴わない設計変更の場合は、金額入り設計図書伺を省略することができる。

なお、履行期限の変更のみを行う設計変更の場合は、併せて金額抜き設計図書伺も省略することができるものとする。

3 設計変更伺には、該当する決裁済工事変更伺の写を添付しなければならない。

4 請負金額の増減又は履行期限の伸縮を必要とする設計変更の場合にあっては、あらかじめ、請負金額の増減又は履行期限の伸縮について請負人と協議するものとする。

5 前項の場合において、請負金額の予定増減額は、設計書の工事費単価を基準にして算出するものとする。ただし、工事の増加部分について、当初設計時点の設計書の工事費単価を基準にして算出することが適当でないときは、この限りでない。

6 設計変更伺の決裁区分は、横浜市交通局事務決裁規程（昭和49年2月交通局規程第2号）による。

7 金額抜き設計図書伺及び金額入り設計図書伺の決裁区分は、横浜市交通局工事及び設計・測量等委託業務設計図書の決裁区分に関する要綱（平成4年5月1日）による。

（契約変更の手続）

第5条 設計変更の決定をしたときは、交通局長（担当課）は、契約変更を交通局長（契約第一課）に依頼しなければならない。

2 前項の依頼には、設計図書を添えなければならない。

3 交通局長（契約第一課）は、第1項の依頼を受けたときは、速やかに変更契約を締結するものとする。

4 交通局長（契約第一課）は、前項の規定により、変更契約を締結したときは、速やかにその旨を交通局長（担当課）に通知しなければならない。

（契約変更の手続の特例）

第6条 前条の規定にかかわらず、当該設計変更に係る契約変更を行うに当たって、変更後の請負金額が当初請負金額の30%を超えない範囲で増減するもの及び請負金額の増減を必要としないものにあつては、担当課の長は、第4条の規定による設計変更の決定後、速やかに工事設計変更指示書（第1号様式）及び設計図書を

請負人に交付し、請負人から請書（第1号様式の2）を提出させることによって、変更契約書の作成に代えることができる。

- 2 前項の規定によって変更契約書の作成を省略した場合においては、担当課の長は、工事設計変更指示書及び請負人が提出した請書の写しを速やかに契約第一課長に送付しなければならない。

（工事変更の取扱い）

第7条 工事変更の手続は、設計変更手続の特例であり、次の各号に定める場合のほか、これを行うことができない。

(1) 工事の目的達成 早急に工事の内容の変更を決定しなければ
工事の目的達成に支障がある場合

(2) 安全な工事の施行 早急に工事の内容の変更を決定しなければ
安全な工事の施行に支障がある場合

(3) 工事の変更が避けられないとき 客観的に工事の変更が避けられず、早急な対応が必要と決裁権者が認めた場合

- 2 工事変更における請負人への工事の内容の変更指示（以下「工変指示」という。）は、工事内容変更指示書（第2号様式）により行うものとする。

3 工事内容変更指示書には、必要に応じ仕様書、図面（概略図面でも可）を添付するものとする。

4 工事内容変更指示書には、原則として概算増減金額を提示するものとする。

5 担当課は、工変指示を行おうとするときは、工事変更伺により決裁を得なければならない。

6 工事変更伺の決裁区分は別表による。

7 工変指示を行った場合には、設計変更手続を速やかに行うものとする。ただし、工変指示を続けて行うことが見込まれる場合には、複数の工変指示の内容をまとめて設計変更手続が行えるものとする。

（変更契約の内容等の公表）

第8条 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る事項及び変更理由等を公表するものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めのない事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年2月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に決裁手続の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

別表（第7条）

変更比率 原契約 施行伺の 決裁権者	予定変更概算 金額の増減額 が現契約金額 の20%以上	予定変更概算 金額の増減額 が現契約金額 の10%以上20 %未満	予定変更概算 金額の増減額 が現契約金額 の10%未満
局長	局長	部長	課長
部長	部長	課長	課長
課長	課長	課長	課長

ただし、工事変更伺における部長専決範囲は5,000万円未満、課長専決範囲は2,000万円未満とする。なお、専決範囲を超える場合は、上位の決裁権者とするが、原契約施行伺の決裁権者より上位となる場合は原契約施行伺の決裁権者とする。

第1号様式

(表)

第 年 月 日

工事設計変更指示書

(請負人)

様

横浜市交通事業管理者

印

契約番号	
工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日

標記の工事については、次のとおり変更を指示します。
請書を提出して下さい。

変更項目	既 定	変 更	差 引
履行期限	年 月 日	年 月 日	日
請負金額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
部分払			—
建設工事に係る 資材の再資源化 等に関する法律 第9条第1項に 規定する対象建 設工事			—
設 計 仕 様	詳細は、別添設計図書のとおり。		
備 考	〔 記載例 変更後の請負金額は概算額なので、後日確定する。 〕		

請 書

年 月 日

横浜市交通事業管理者

住所

請負人

氏名

印

契約番号	
工事名	
契約年月日	

上記の工事請負契約が下記のとおり変更されたことを承知するとともに当該変更事項を遵守して当該工事を履行することを確約してこの請書を提出します。

○変更事項 (の表示をした部分)

<input type="checkbox"/> 設 計 ・ 仕 様	添付の図書記載のとおり
<input type="checkbox"/> 契 約 金 額 増 △ 減	¥ (うち消費税及び地方消費税の額 ¥)
<input type="checkbox"/> 履 行 期 限	年 月 日
<input type="checkbox"/> 部 分 払	
<input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第9条第1項に規定する対象建設工事	
<input type="checkbox"/> 備 考	

交 第 号
年 月 日

現場代理人

様

所 属 交通 局 課・所
総括監督員

第 回
工 事 内 容 変 更 指 示 書

工 事 名

工 事

標記工事について、次のとおり工事内容の変更を指示します。異存がなければ、工事内容変更指示書に署名のうえ、返送してください。

1 件 名

2 変 更 内 容

3 変更工種

4 設計図書

(1) 第 回 工事変更特記仕様書

(2) 図 面 葉

5 請負代金額の概算増減金額

約 円 増（又は減）

概算増減金額の精査は、設計変更時に協議のうえ行うものとする。

6 工期の伸縮

上記の工事変更を貴局の指示どおり施工します。

年 月 日

現場代理人

※ 監督員及び請負人の協議の上で情報共有システムを活用する場合、電磁的方法を用いることにより署名・返送に代えることができる。この場合における情報共有システムとは、公共事業において、情報通信技術を活用し、監督員及び請負人など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(A4)